

# 平成24年度(2012年度)第2回 とよなか都市創造研究所運営委員会

## 議 事 次 第

日 時：平成25年2月21日(木)10:00～

場 所：豊中市役所別館 3階研修室

### 1 開会

### 2 案件

(1)平成24年度調査研究の結果について

(2)平成25年度事業計画について

### 3 その他

(1)連絡事項等

## 資料等一覧

---

### 議事次第

資料 1 「豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究( )」

資料 2 「交通整備に伴う人口構成の変化の調査 豊中市庄内地区を事例として 」

資料 3 「少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究」

資料 4 平成 2 5 年度事業計画

資料 5 平成 2 4 年度(2012 年度)第 1 回  
とよなか都市創造研究所運営委員会 結果概要

参考資料 1 とよなか都市創造研究所運営委員会規則

参考資料 2 とよなか都市創造研究所運営委員会の会議傍聴要領

## テーマ 豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究( )

(熊本研究事務員)

- ・本年度は、昨年度の調査研究等をもとに、豊中市の新ブランド創出の実行に移す際に、どのような事業やコンセプトが望ましいのか、アンケートや市民アンケートを行い調査した。
- ・昨年度に引き続き、市民から「教育・子育て」「緑あふれる景観」「食」が高評価であった。また、音楽など、特定の世代に特化した場合、有望と思われるまちづくりのアイデアがあった。
- ・アンケート調査で有望と思われるコンセプトについて、学識経験者やヒアリングを行った事業者の意見を交えながら、どのようなイベントが豊中市の活力・魅力の向上に資するのかを考察した。

### 1. 研究の意義・目的

豊中市は豊かな自然や都市機能の揃った生活利便性の高い市街地を有し、平成24年(2012年)4月1日に中核市移行を果たした。しかし、市民一人ひとりの豊中市の状況や魅力に対する理解度・認知度は必ずしも高くなく、また大阪市に近いせいか、市外での認知度は十分なものとはいえない状況にある。

平成12年(2000年)のいわゆる地方分権推進一括法の施行以降、全国的な地方分権が進展する中、各地方自治体は創意工夫によって地域の魅力づくり、自律的なまちづくりを進めており、豊中市においても、これまで以上に市民一人ひとりが豊中市に愛着を持ち、豊かな暮らしができるよう、企業・大学・行政等も含めた豊中市に関わる全ての人の力による活力と魅力のあるまちづくりをしていかなければならない。

本研究では、豊中市民が、豊中市のまちづくりをどう評価し、将来どのような方向性が望ましいのか、またどのようなコンセプトを求めているのかを抽出し、豊中市の活力・魅力づくり、あるいは「豊中ブランド」創出に資する情報提供の実施・検討を目的とする。

本年度は、昨年度の調査研究、既存の庁内資料を整理し、豊中市の事業所へのヒアリングを行い、どのようなまちづくりのコンセプトが望ましいのかについて検討し設計した豊中市民に対するアンケート調査を行い、どのようなまちづくりのコンセプトがいいのか探った。アンケート調査で有望と思われるコンセプトについて、学識経験者の意見を聞き、活力・魅力づくりの創出を先行して行っている事業や課題について、夏に行った事業者へのヒアリングやアンケートの結果を交えながら、どのようなイベントが豊中市の活力・魅力づくりに資するのかを考察した。

### 2. 研究の流れ

#### 既往文献・庁内資料の整理及び事業者へのヒアリング

##### (1) 既往文献・庁内資料の整理

「音楽あふれるまち」「教育・子育て」「おいしいお店があつまるまち」「みどり豊かな景観」「魅力的、個性的なお店が集まるまち」「ものづくりがさかんなまち」というキーワードを得た。

(2) ヒアリング (期間: 2012年7月6日~8月10日、計5名)

「若者が元気なまち」「各地の都市との交流が盛んなまち」「人とのふれあいを感じさせるまち」「多彩な人材が活躍するまち」というキーワードを得た。

## アンケート

(1) 対象・調査時期等

調査時期	2012年8月24日~9月14日
対象	豊中市民2,000人
回収数	593人(回収率29.65%)
調査項目	庁内資料、ヒアリングで得た10のキーコンセプトをもとに、豊中の活力・魅力の現状、望ましい豊中の将来像、望ましいまちづくりのコンセプトを質問。

(2) 概要

- ・現状市民からも認知され、これからのまちづくりのコンセプトとして重要視されているものは、緑・公園子育て・教育(一人暮らしの人もまちづくりのコンセプトとして重要と認識)の2項目。
- ・市民からの認知度は高いが、これからのコンセプトとしてあまり支持されていないものは「人とのふれあい」の1項目。
- ・現状市民からの認知度は低いが、これからのまちづくりに必要なコンセプトは「音楽」(千里、庄内地区が有望)、「若者」(60-70歳代)、「おいしい店」(20-30歳代)、「魅力的・個性的な店舗」(50歳代)の4項目。
- ・全く見込みがないコンセプトは、「ものづくり」、「交流都市」、「多彩な人材」の3項目。

## 学識経験者へのヒアリング

(1) 対象・日時

2013年2月5日、流通科学大学サービス産業学部サービスマネジメント学科濱田恵三教授にヒアリングを実施。

(2) 概要

豊中市が目指すべき方向性は「まずは定住人口ではなく、交流人口の増加」「楽しさ、おしゃれ、ゆとりをアピール」「住みよいというだけでなく、日常観光都市としてPR」「いつか住みたいまち、あこがれのまちにする何かブランド。土日は都会に行かなくても楽しめるそんなまち。豊中市は大阪音楽大学や、ロマンチック街道があり、潜在的な資源を持っている」などの意見を頂く。

## 有望と思われるコンセプトの考察

(1) 緑について

アンケート調査から、約7割超の市民が「豊中市は緑が豊かである」と認識。

自由記述回答では、「もっと豊中市の緑をアピールするためのイベントなどに活用すべき」という声がある一方、「整備が不十分」との声もあり、行政と地域が一体となった景観づくりの規範や

共治体制が必要。

## (2) 音楽について

アンケート調査から、50代が有力なターゲット層と分析（コレスポネンズ分析参照）

図表1 まちなかクラシックの来場希望者の年齢構成

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明	総計
豊中市北部	9 (1.7)	7 (1.3)	21 (4.0)	76 (14.6)	97 (18.7)	162 (31.2)	125 (24.1)	21 (4.0)	63	581
豊中市南部	3 (0.7)	7 (1.8)	21 (5.4)	59 (15.3)	82 (21.2)	135 (35.0)	64 (16.6)	14 (3.6)	55	440
大阪府内(豊中市除く)		7 (3.2)	7 (3.2)	24 (6.2)	45 (21.3)	86 (40.3)	34 (15.9)	10 (4.6)	24	237
兵庫県内		2 (5.0)	6 (15.0)	2 (5.0)	10 (25.0)	11 (27.5)	7 (17.5)	2 (5.0)	2	42
その他				1	2					3
<b>総計</b>	<b>12 (1.0)</b>	<b>23 (1.9)</b>	<b>55 (4.7)</b>	<b>162 (13.9)</b>	<b>236 (20.3)</b>	<b>394 (33.9)</b>	<b>230 (19.8)</b>	<b>47 (4.0)</b>	<b>144</b>	<b>1303</b>

単位：人（％）（不明者は除く）

豊中市外からの来場希望者も多く、日常観光として有望。

## (3) おいしい店について

イベントの「一過性」という問題を克服するため、近年「バル」という手法に注目が集まる。

庄内バルについて：「来場者がまちを回遊してくれて賑わいづくりに成功」「店と客のコミュニケーションが取れ、その後のリピーターの確保に成功」（庄内でのヒアリングから抜粋）

市民の認識：美味しい店＝ロマンチック街道、千里地区になっているが、この地区でイベントをすることで、市内外からの来場者が期待できる。

## (4) 魅力的・個性的な個店について

アンケートで、「魅力的・個性的な店舗があるところは」と質問したところ、最も回答が多かったのは、「ロマンチック街道」の21票（参考：緑では「服部緑地」の142票、おいしいご飯では「ロマンチック街道」の44票）

市民に「これからの豊中市の都市イメージとして大切にしていけるべきキーワードは何か」と聞いたところ、「美しさ、ふれあい・つながり、快適な、便利、安心・安全」という、いわゆる住宅都市のイメージが多く、少なかったものが「楽しさ、にぎやかさ、先進的、おしゃれな、ゆとり」。

これらのことから、「おしゃれ、ゆとり、楽しさ」という豊中市がもっていた潜在的優位性が失われつつあると考えられる。

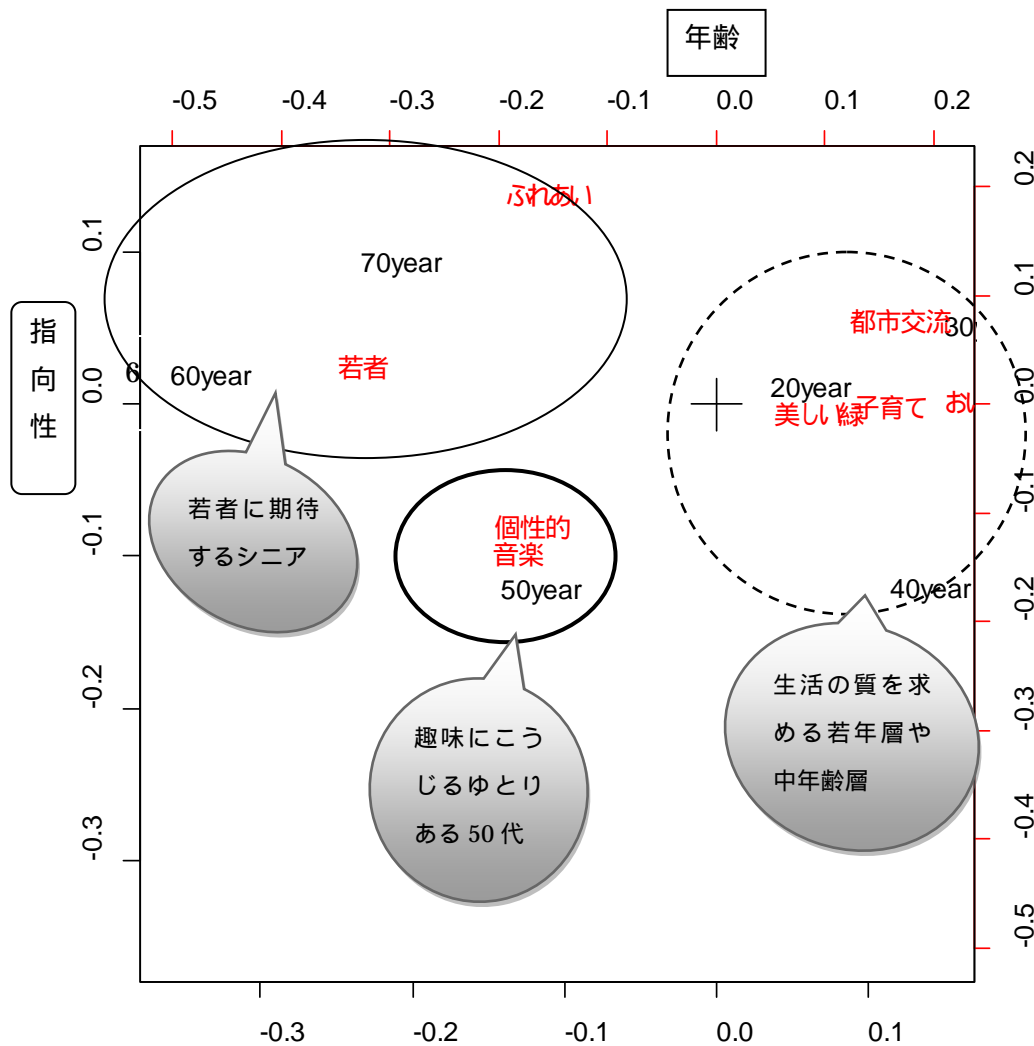
今後取るべき方向について「B級グルメ等の大衆的なイベントを行うと、豊中市の品格が損なわれる。高くてもいいものを紹介していくイベントなどを立ち上げるべき」(千里でのヒアリングから抜粋)

### 3. 今後の調査研究の方向性について

「子育て・教育」「緑」「音楽あふれるまち」などという大まかなイメージだけでなく、具体的な市内の取り組み・人・物などどのように有機的に結びついていけばいいのかをさぐる。

2013年度は、市や民間事業等の取り組み等を豊中ブランドとしてまとめあげるために、アクションプランを作成し、どのような手順で何に手を着けるのかという道筋を大まかに設定することを目指す。

図表2 コレスポンデンス分析



## テーマ「交通整備に伴う人口構成の変化の調査 豊中市庄内地区を事例として」

(村山研究事務員)

平成 24 年度は、「交通整備に伴う都市核の将来予測」を企画調整室と共同調査している。企画調整室では、千里中央地域、大阪国際空港周辺、庄内地域の 3 つの都市核を対象としたインフラ整備に伴う交通量の変化予測を実施しており、研究所では、市南部域の旧市街を対象とし、区画整備事業による影響を念頭に置きつつ居住人口の変化を明らかにする。

### 1. はじめに

豊中市南部に位置する庄内地域は市の重要な都市核の 1 つであるが、現代的な都市計画が導入される以前に開発が進み、高密度住宅と小規模小売店が乱立する状況にある。そのため、建物の老朽化や人口の高齢化、土地と建物の所有者の相違、公共施設の再編といった旧市街に共通する問題に直面している。よって、今後どのようにこの地区を再開発しエリアマネジメントを進めるかが、市にとっての重要課題の 1 つとなっている。

そこで、阪急宝塚線庄内駅の西側の一区画（以下、庄内地区）を対象として、高齢者を中心とした近年の人口構成の変化を明らかにする。また、地域人口分析のユニットには町丁目や地域メッシュを用いるのが一般的だが、本稿では、町丁目単位による概観とともに街区ユニットによる分析も試みる。小地域ユニットによる人口分析を行うことで、より詳細な居住人口の特性が明らかになるだろう。

さらに、庄内地区を縦断する都市計画道路穂積菰江線の拡幅工事が段階的に実施され、土地区画の再整備と住宅再建による景観変化が確認できる。そこで、終章において、高齢者を中心とした人口構成の変化をまとめながら、都市インフラ整備と高齢化といった旧市街の課題解決との関連についても考察を加える。


### 2. データと分析枠組み

[ 使用データ ]

小地域単位人口構成データ…住民基本台帳より

(属性)	(期間)	(範囲)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性別</li> <li>・ 年齢別</li> <li>・ 世帯</li> <li>・ 住民となった日</li> <li>・ 転入前住所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 7 年～平成 23 年；各年 4 月 1 日時点</li> <li>( 阪神淡路大震災が見直し契機のため。H12 年以前から用地買収が随時開始されていたため )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 穂積 1, 2 丁目</li> <li>・ 野田町</li> <li>・ 庄内幸町 1～4 丁目</li> <li>・ 庄内西町 1～4 丁目</li> </ul>

[ 予期される人口構成の変化と分析内容 ]

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者数の減少？</li> <li>・ 高齢者単身世帯数の減少？</li> <li>・ 核家族世帯の増加？</li> <li>・ 市外からの転入者の増加？</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>分析 : 高齢者数の時系列変化</li> <li>分析 : 高齢世帯の特徴の変化</li> <li>分析 : 核家族世帯・生産 / 高齢人口の流入</li> </ul>
---	---	---

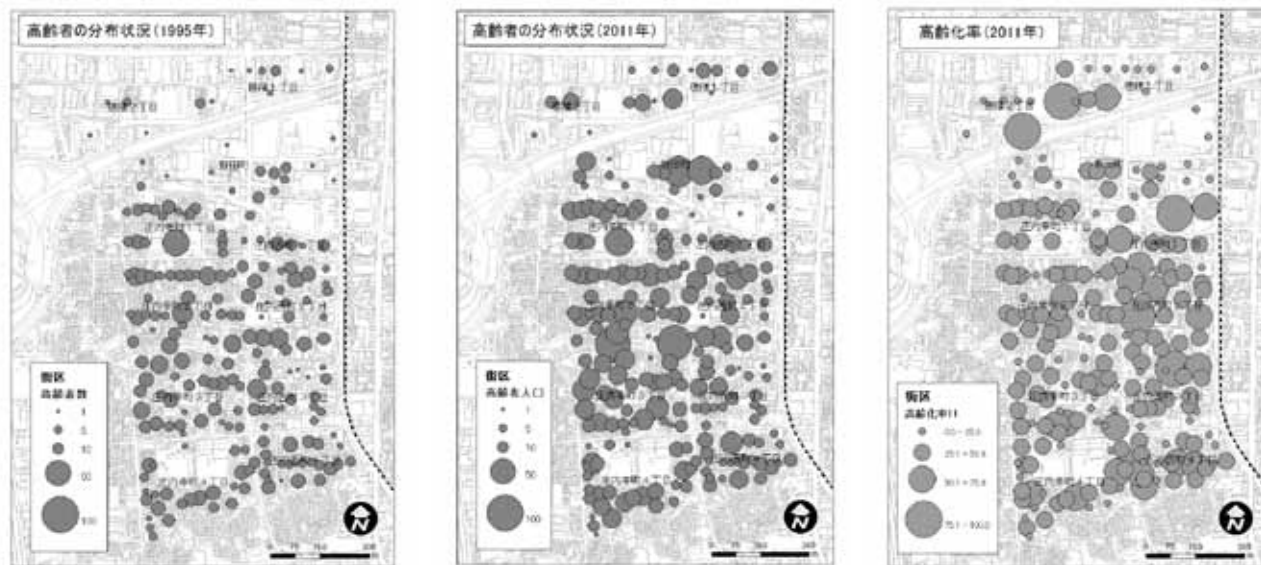
### 3. 分析結果

#### 3.1 高齢者数の時系列変化

阪神大震災を契機とした土地区画整備以前の平成 7 年(1995 年)と、一連の区画整備完了後の平成 23 年(2011 年)との高齢者数の変化に注目してみる。以下では、各年の街区単位での高齢者人口と高齢化率を図示している。

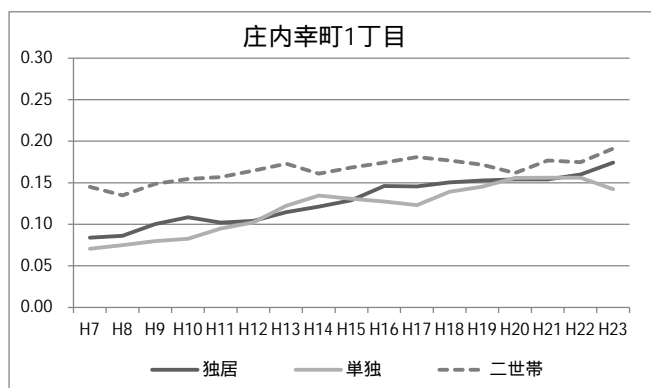
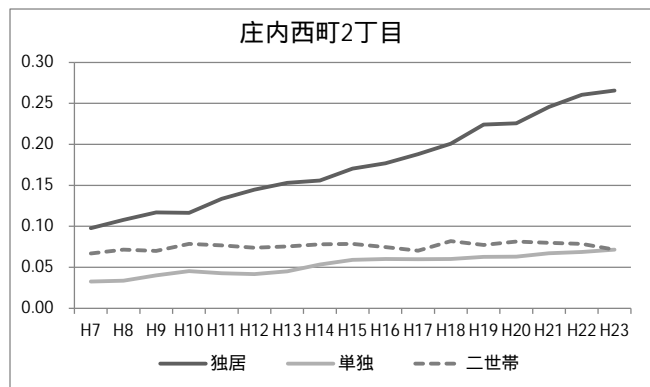
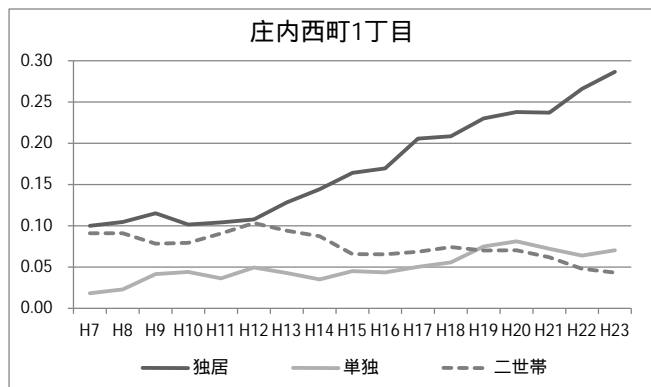
高齢者の分布図からは、1995年と比較して2011年の全体的な高齢者数の増加が見て取れる。特に、庄内幸町1～4丁目、野田町における増加が顕著である。しかし、この高齢者の増加傾向は、先述の町丁での住宅再建による人口増の影響が大きい。

2011年の高齢化率の図からは、庄内駅前前の庄内西町1～2丁目における高い高齢化の現状が見て取れる。その一方で、穂積菟江線の西側の高齢者数が増加している町丁では、比較的低い高齢化率となっている。



### 3.2 高齢世帯の特徴の変化

先の分析結果から、庄内地区における高齢者数は全体的な増加傾向にあることがわかった。しかし、今日の高齢化社会においては高齢者の量的増加が問題なのではなく、独居など的高齢者の居住の質が問題となる。そこで、ここでは高齢世帯の特徴の変化に注目する（紙面の都合上、高齢化が顕著であった庄内西町1～2丁目、高齢者数が多いがあまり高齢化していない庄内幸町1丁目のみを掲載）。

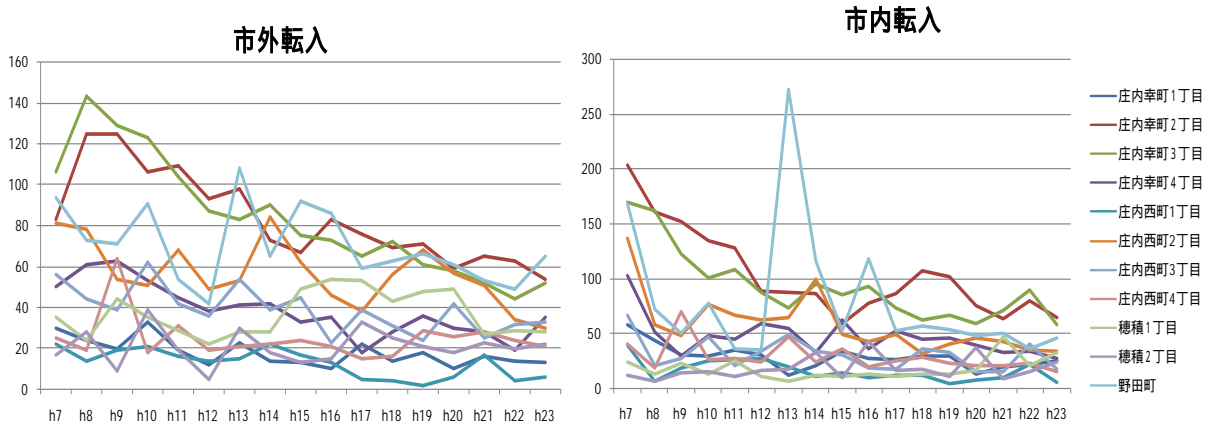


高齢化が顕著であった庄内西町1～2丁目では、一人暮らし高齢者世帯数が急増している。さらには、高齢者単独世帯も微増しており、それ以外の高齢者同居世帯は減少傾向にある。一方、庄内幸町1丁目においては、高齢者との同居世帯も増加傾向にあることから、全体的な高齢化が進んでいないと考えられる（庄内幸町2～4丁目にも類似した傾向が見られる）。

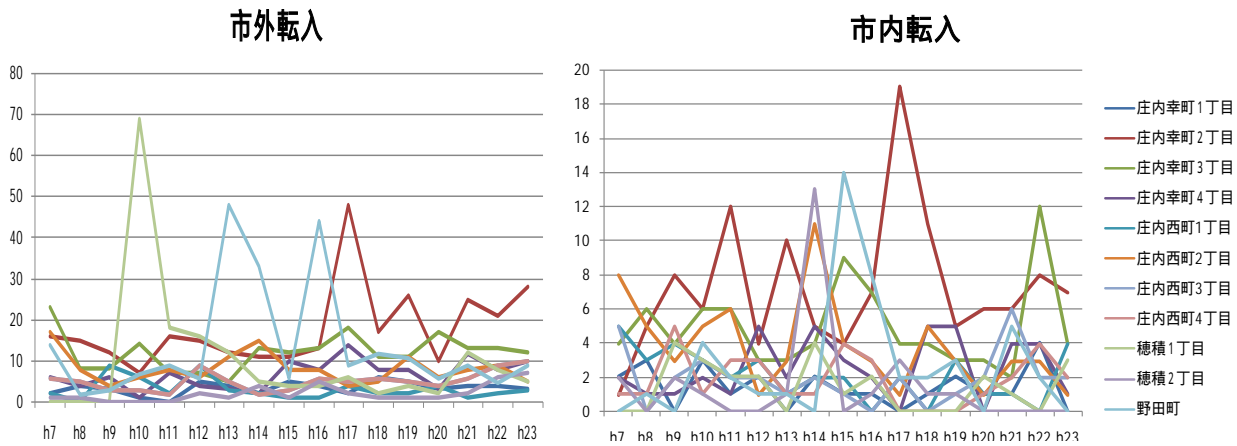


### 3.3 核家族世帯・高齢世帯の流入

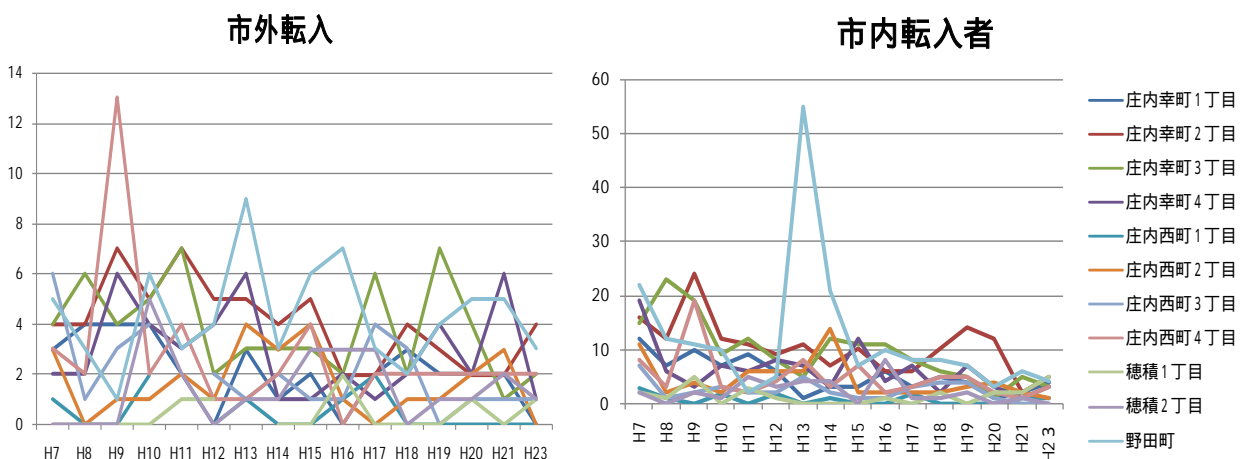
3つ目の分析では、市外からの転入による流入人口に注目する。さらに、転入者<sup>1</sup>の核家族世帯と高齢者および生産年齢人口の時系列変化を概観する。また、市内間での移動と市外からの転入に分類<sup>2</sup>することで、全体のグラフでは不明であった移動の詳細を明らかにする。



(図1) 生産年齢人口の転入者



(図2) 高齢人口の転入者



(図3) 核世帯<sup>3</sup>の転入者

<sup>1</sup> 転入者は、当該年度に豊中市に住所を定めた人(図1, 2)および世帯主(図3)と定義している。

<sup>2</sup> 住定日が当該年度内である人々を対象として、市外からの移動は「定住日=住民日」、市内の移動は「定住日-住民日」と定義している。

<sup>3</sup> 核世帯について、「世帯主+妻(夫)+その子」のみの世帯と定義している。

#### 4. まとめ

- ・全町丁に、高齢化の進展が見られる。特に、高齢者一人世帯（独居世帯）の急激な増加が見られる。
- ・同時に、町丁ごとで変化の違いにバリエーションがある。たとえば、庄内西町1丁目ではここ15年で約19%高齢独居世帯が増加しているが、幸町1丁目では約8%の増加である。さらに言えば、二世帯住宅の割合が比較的高く、高齢者とその子世帯で庄内地域に居住する人々が一定数いることの証左の一つである。
- ・転入者人口で見ると、全体に庄内地域への転入者は減少傾向にある。しかし、各地域における道路整備事業の進展にともなって一時的ではあるが若干の増加傾向が見られる。特に野田地域は市外・市内ともに平成12年の道路・地区整備事業の完了にともなって翌13年には市外・市内からの大幅な転入者の増加が見られる。
- ・高齢人口の転入者では、やはり野田地域での転入者増加に伴ってH13年ごろから数年間、市内・市外の転入者が増えている。また幸町2丁目の地域では継続的に高齢者の流入が見られる。ちょうどH14年とH17年ごろが当該地域の道路整備事業の完了年であり、その際に生産年齢人口よりも高齢者のほうが流入したためだと考えられる。（穂積1丁目においてH10から大幅な増加が見られるが、これは当該地域に特別養護老人ホームが作られたことに起因すると思われる）
- ・最後に、核家族世帯の流入を見ると、市外転入者でみるとH9に庄内西町4丁目への転入が見られる。上記の高齢人口の転入者では目立って増加しておらず、したがって若年核家族の転入に成功している。また、野田地域も同様に核世帯の流入が見られる。しかし、絶対数がそれほど多くないことには注意が必要である。
- ・全体を通して、庄内幸町と庄内西町（穂積菰江線を挟んで東西）では、人口のバランスに異なる傾向が見られる。東側（西町側）では高齢化の進展は相対的に急であり、西側（幸町側）では高齢化の進展が緩やかなのである。一つの要因として、西町では生産年齢人口の転入者が少なく、幸町では（絶対数は少ないながらも）継続的に転入者が見られることが挙げられるだろう。
- ・道路事業は未だ継続されており、南部地域の進展がキーである。

## テーマ 「少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究」

(西主任研究員)

調査研究の初年度である今年度は、豊中市の人口について、国勢調査等をもとに概観し、住民基本台帳から豊中市における社会動態を独自集計、その人口移動の特徴を明らかにし、今後の政策形成をすすめていくうえでの基礎資料とする。

### 一．研究の背景・目的

豊中市は、就業目的の流出先の5割が大阪市であるなど、大阪府に隣接する住宅都市として発展してきた。

高齢化率について、全国、大阪府に比べて低い値であるものの、増加傾向は続いており、平成22年10月1日現在22%となっている。平成27年には、団塊の世代(昭和22年～24年生の第1次ベビーブーム世代)といわれる人たちが65歳以上の高齢期を迎え、いっそう高齢化が加速されることが予想される。

また、晩婚化、単独世帯の増加など、家族の形態の変化が人口の構成に変化を生じさせている。

このような状況のなか、豊中市が、今後も良好な住宅都市であるためには、「住民が、何を求めて、どう居住について移動しているのか(居住を嗜好しているのか)」を把握する必要がある。昨今都心回帰といわれているが、豊中を取りまく環境においては、どのような状況であるのか、といった視点から移動を把握することで、大阪都市圏における豊中市の位置づけを推測することができると思われる。加えて、市町村単位よりも細かな区域単位での実情を把握しておくことで、より一層の福祉的需要や都市整備等の対応が求められる今後において、地区特性に応じた政策を展開していくことが可能となると考えられる。

以上をふまえ、平成24年度の調査研究では、豊中市の人口について、国勢調査や人口動態統計などをもとに概観し、住民基本台帳(異動情報)から豊中市における社会動態を独自集計、その人口移動の特徴を明らかにし、今後の政策形成をすすめていくうえでの基礎資料とする。

### 二．調査内容(概要)

#### 1．住民基本台帳の異動情報

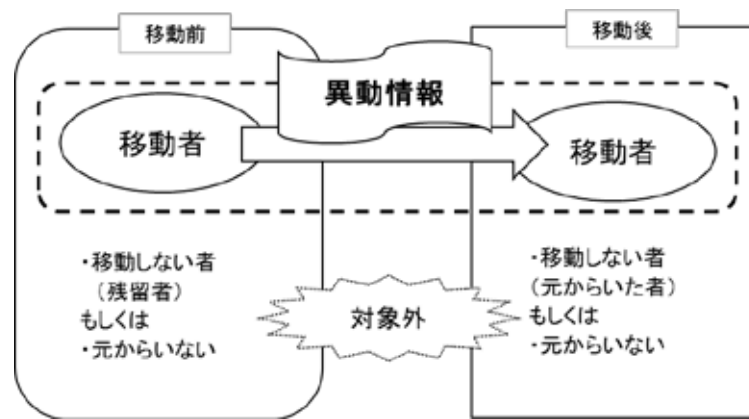
豊中市の人口移動の状況について、平成17年(2005年)4月1日～平成24年3月31日の期間の住民基本台帳の異動情報をもとに分析した。

#### (1)人口移動に関する統計

国内移動については、「国勢調査」(総務省)、「住民基本台帳人口移動報告」(総務省)がある。国勢調査は、10年単位で、都道府県・市町村単位での移動がわかるが、調査回により質問項目が異なるため、時系列比較が困難、また移動件数等は把握できない。一方、住民基本台帳人口移動報告は、毎年(各月)単位で、都道府県間移動はわかるが、市町村単位はわからず、同一市区町村内の移動等の把握はできない。

#### (2)住民基本台帳(異動情報)の特徴

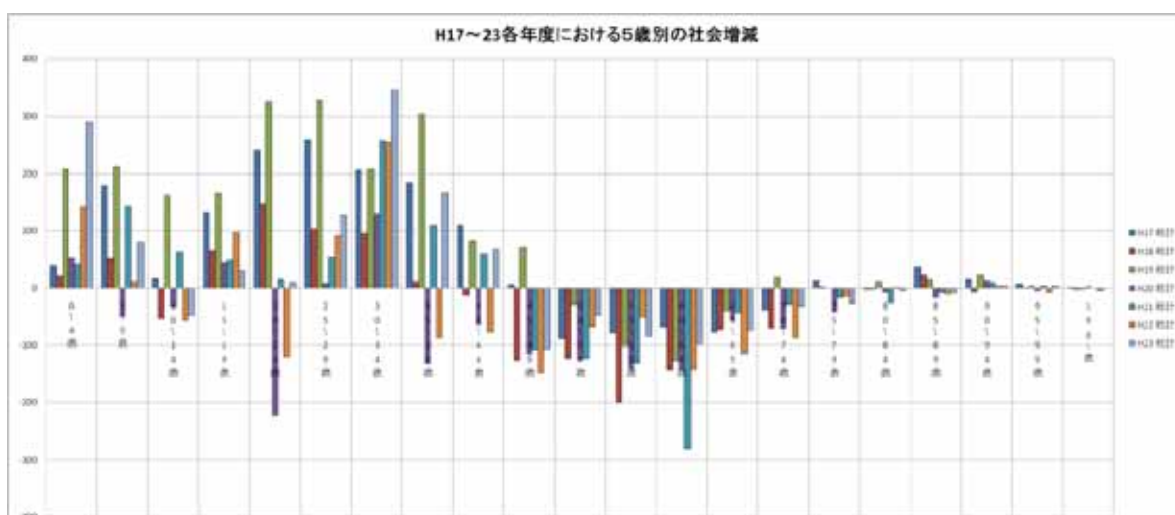
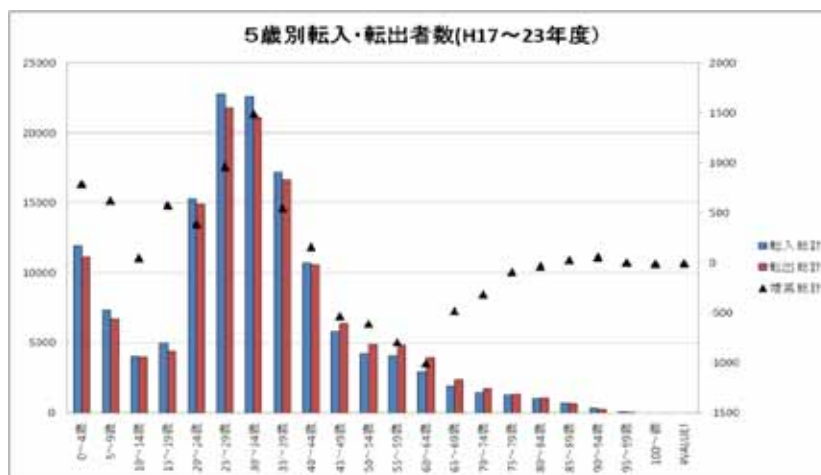
- ・今回使用した異動情報は、時系列比較が可能、市町村単位や個人単位の移動の情報を詳細に分析できるという特徴がある。
- ・異動情報は、移動した個人の情報のみであるため、その移動が世帯全体の移動なのか一部の移動なのか、また移動によって残された世帯員の状況や移動による世帯の変化等は詳細にはわからない。異動が発生するたびに、続柄等が変化しうる。



## 2. 個人単位でみた転入・転出の状況

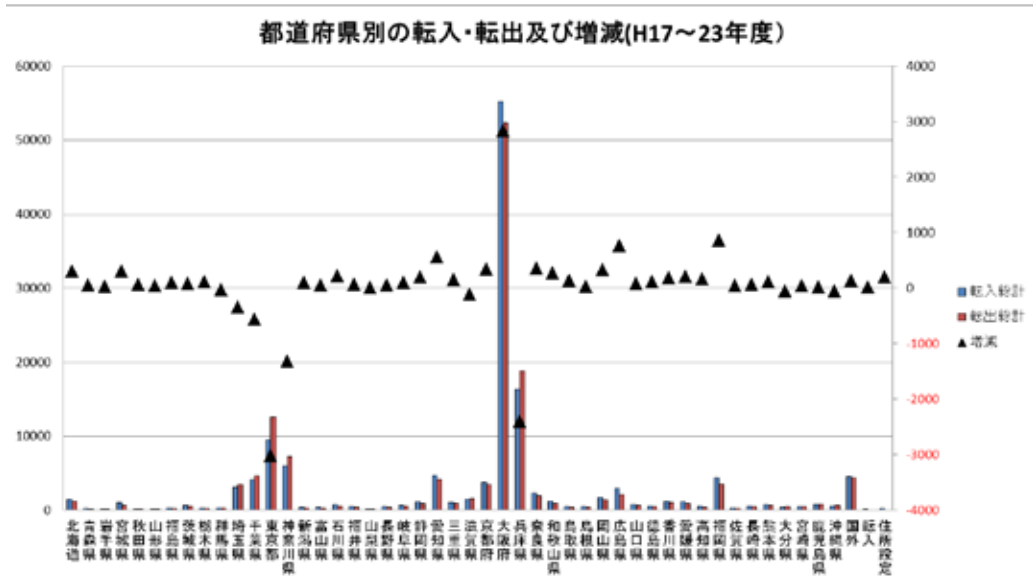
### (1) 移動者の状況

- ・分析対象期間において、25～29歳、30～34歳、35～39歳、20～24歳、ついで0～4歳における移動が、転入・転出ともに多い。各年度を通じて、同じような傾向となっている。
- ・転入・転出による増減は、わずかではあるが、各年度を通じて、40歳台前半までは、おおよそ転入による増加がみられるが、40歳台後半以降については転出による減少がみられる。
- ・転入後・転出前の続柄はいずれも、「世帯主」「夫」「妻」「子」で9割以上を占める。
- ・転出者の豊中市内での居住年数は、5年未満が全体の約50%、10年未満が約70%を占める。

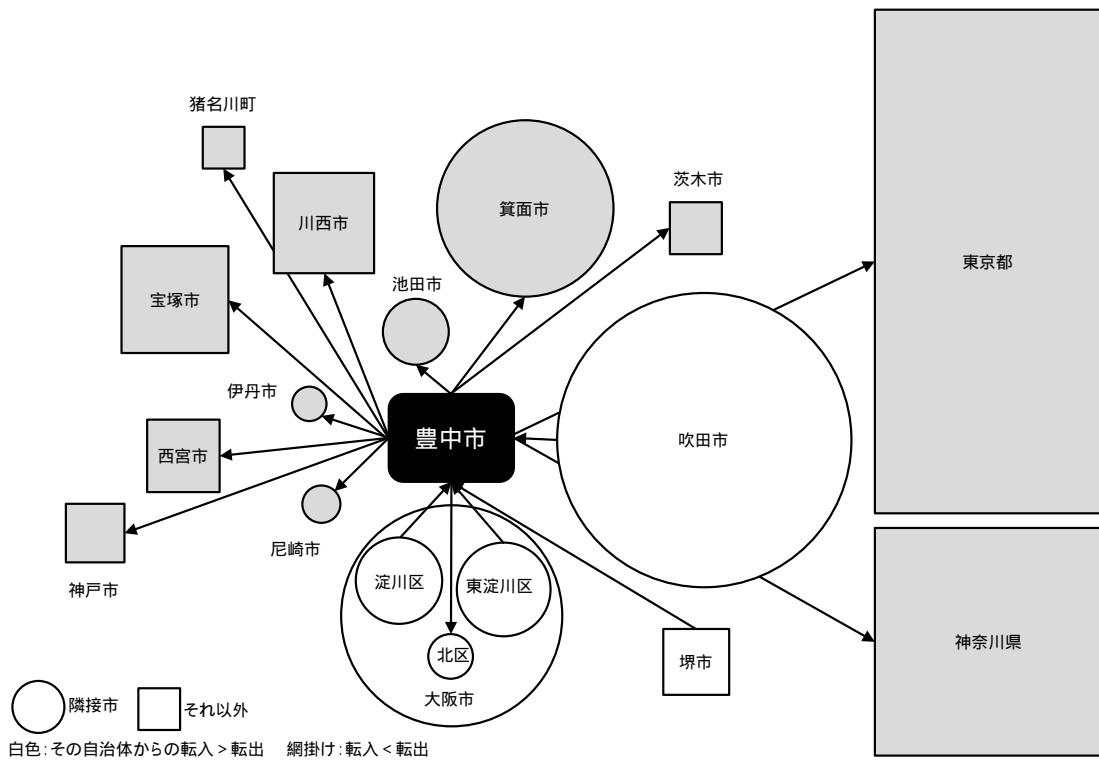


(2) 移動(住所)の状況

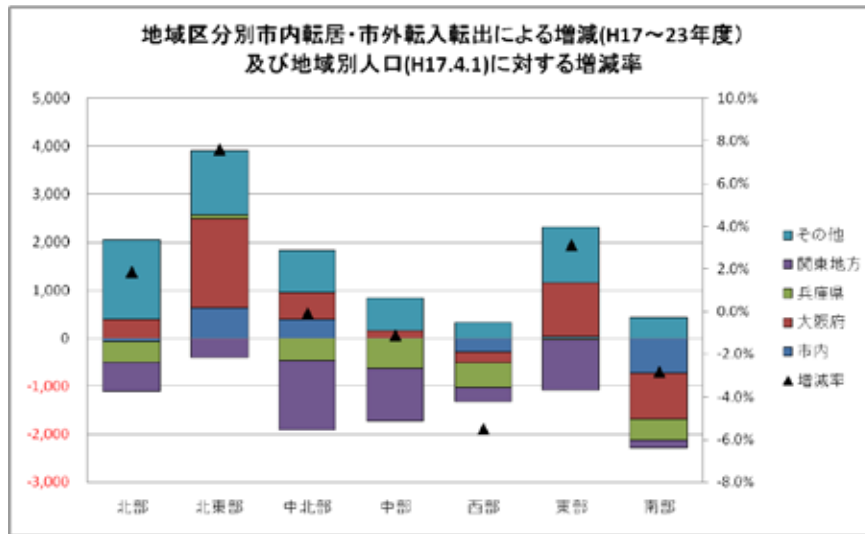
- ・対近畿地方, 対関東地方の移動が多い。関東地方に対しては転出が上回り減少がみられる。都道府県別にみると, 近畿地方では, 大阪府, 兵庫県が多く, 対大阪府では転入による増加, 対兵庫県では転出による減少の傾向がみられる。
- ・大阪府内及び兵庫県内の市町村間での移動のうち, 主なものを挙げる。



大阪府・兵庫県の市町村との増減(H17~23年度) (主なものを抜粋)



- ・都市計画マスタープランに基づく7つの地域区分別で、市内転居を含めてみると、移動による増加は、北東部・東部・北部地域で見られ、減少は南部・西部地域となっている。

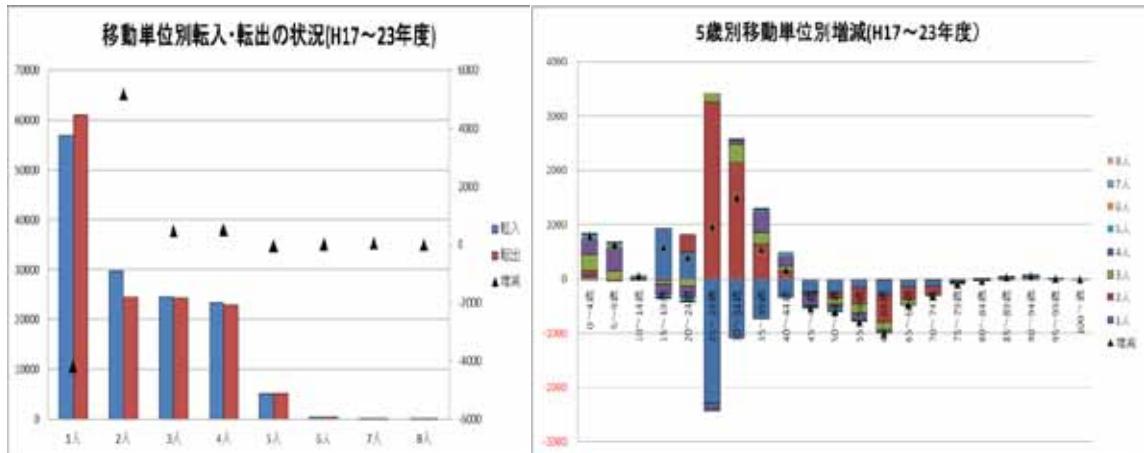


### 3. 移動単位でみた転入・転出の状況（都市間）

同一年度中に移動した世帯番号を中心に随伴移動したとして、移動人数を単位として分析した。

#### (1) 移動者の状況

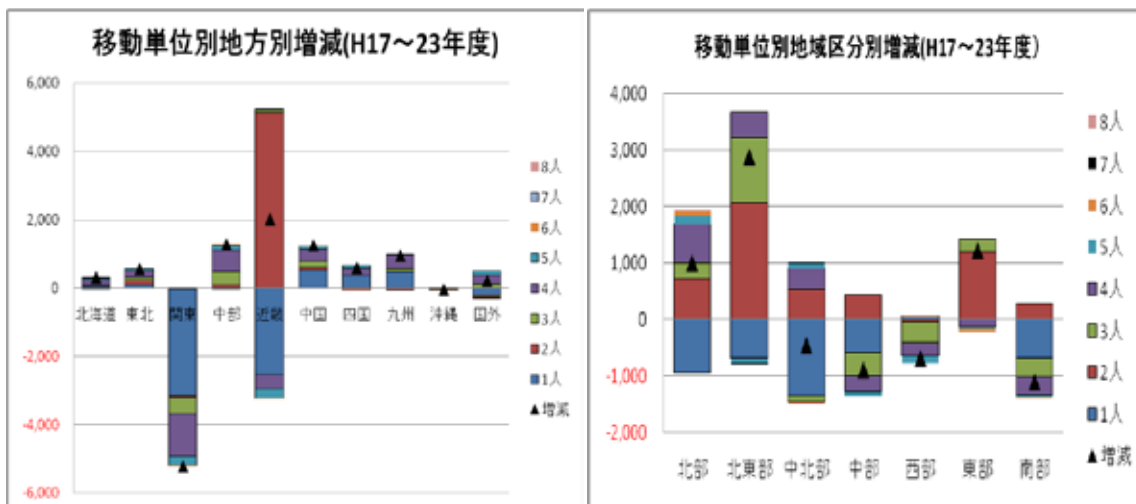
- ・移動単位別にみると、1人移動、2人移動、3人移動、4人移動の転入・転出人数が多く、1人移動では転出による減少、2人移動では転入による増加がわかる。
- ・5歳別で移動単位別にみると、1人移動では、20歳台後半から継続して転出が続き、2人移動では、20歳台後半から30歳台で転入が多いが、60歳台前後に転出による減少がみられる。



#### (2) 移動（住所）の状況

移動（住所）の関係について、複数移動の場合は、世帯主等を中心として分析した。

- ・地方別で見ると、1人移動では関東地方及び近畿地方で転出による減少がみられ、2人移動では対近畿地方で転入により増加がわかる。
- ・地域区分別で見ると、1人移動では中北部・北部・北東部・中部・南部地域で転出による減少、2人移動では、北東部・東部・北部・中北部・中部地域で転入増となっている。



(3) 増減に影響を与える移動に関するキーワード

移動単位	1人	2人
傾向	転入<転出	転入>転出
年齢別	20歳台後半から：転入<転出	20歳台・30歳台：転入>転出 60歳台前後：転入<転出
地域区分	中北部・北部・北東部・南部・中部	北東部・東部・北部・中北部・中部
市外との関係	関東地方・近畿地方	近畿地方
続柄	1人単位転出者合計のうち、転出前に「世帯主」だった者は約6割、「子」であった者は約3割を占める。	2人単位転入者合計のうち、転入後に「夫婦」の者は、約7割を占める。

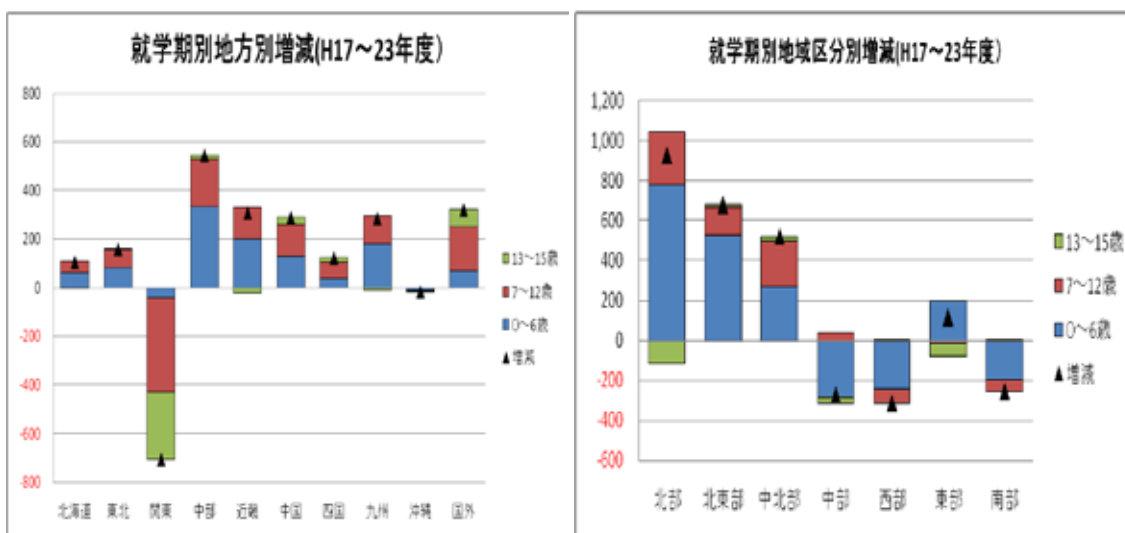
4. 移動者に着目した動向（今後）

少子高齢化に関わる移動者に着目し、動向を分析する。

(1) 義務教育年齢まで（15歳含）の者に関わる移動

個人単位でみる移動の状況

- ・転入による増加の傾向がある。転出者のうち約50%が、生まれた時から豊中市居住であった。
- ・地方別で見ると、対関東地方で転出による減少、対近畿地方等で転入による増加がみられる。
- ・地域区分別で見ると、北部・北東部・中北部・東部地域で転入による増加となっている。

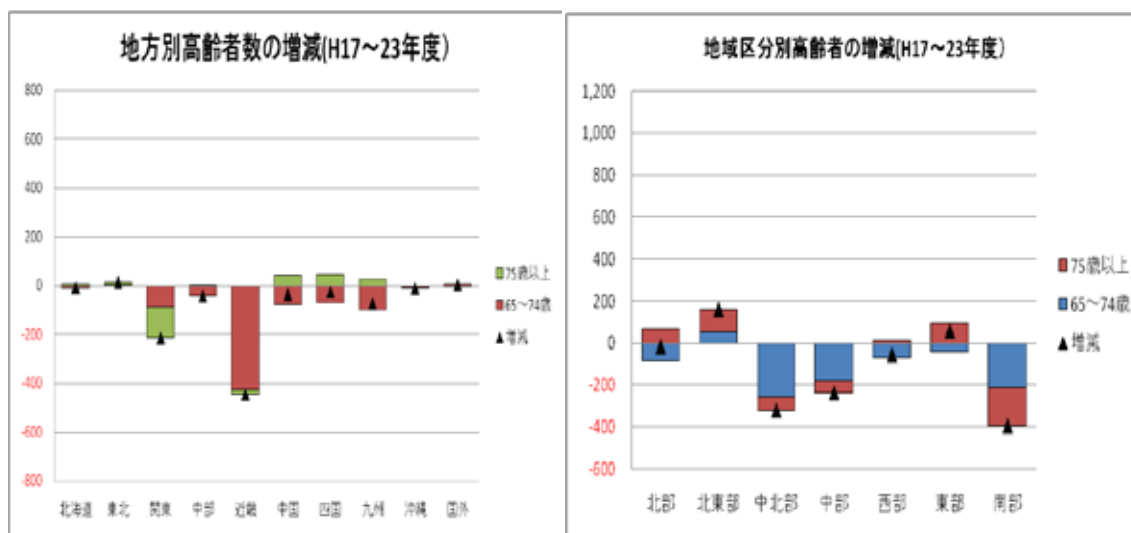


## 移動単位でみた状況

### (2) 高齢者に関わる移動

#### 個人単位でみる移動の状況

- ・移動者数が他の年齢層に比べ少ない。転出による減少がみられる。
- ・地方別でみると、対近畿地方等で転出による減少がみられた。
- ・地域区分別でみると、南部・中北部・中部・西部地域等で転出による減少となっている。



#### 移動単位でみる状況



# 平成25年度 事業計画

とよなか都市創造研究所

# 目 次

	ページ
第 1 章 とよなか都市創造研究所の機能及び組織体制 .....	3
第 1 節 機能	
第 2 節 組織体制	
第 2 章 平成 2 5 年度 調査研究方針及び機能別事業体系 .....	5
第 1 節 調査研究方針	
第 2 節 機能別事業体系	
第 3 章 平成 2 5 年度 事業計画 .....	7
第 1 節 調査研究事業	
第 2 節 データバンク事業	
第 3 節 普及啓発事業	
第 4 節 人材育成事業	
第 5 節 その他事業	

# 第1章 とよなか都市創造研究所の機能及び組織体制

## 第1節 機能

とよなか都市創造研究所は、中長期的視点に立った都市政策に関する調査及び研究を実施する組織であるから、当研究所に期待される主たる機能は「調査研究機能」である。

また、その成果や研究ノウハウをもって関係部局の政策立案を支援し、組織の政策形成能力に寄与しようとすることから、主たる機能を補完するその他機能を持つことが必要である。

### (1) 調査研究機能

市の持続的な発展と計画的な市政の推進に資するため、市を取り巻く社会経済環境の変動を見据えながら、中長期的視点に立った都市政策に関する調査及び研究を行う。

### (2) データバンク機能

豊中市政資料やまちづくり・行政経営など都市政策全般に関わる様々な文献、データ、関係機関の資料などを収集・整理し、必要に応じて関係部局や市民に提供することにより調査研究の環境を整備する。

また、この機能の発揮により、市職員の政策形成能力の向上や、市民のまちづくりに対する意識の醸成にも貢献できることから、普及啓発機能及び人材育成機能をも補完する。

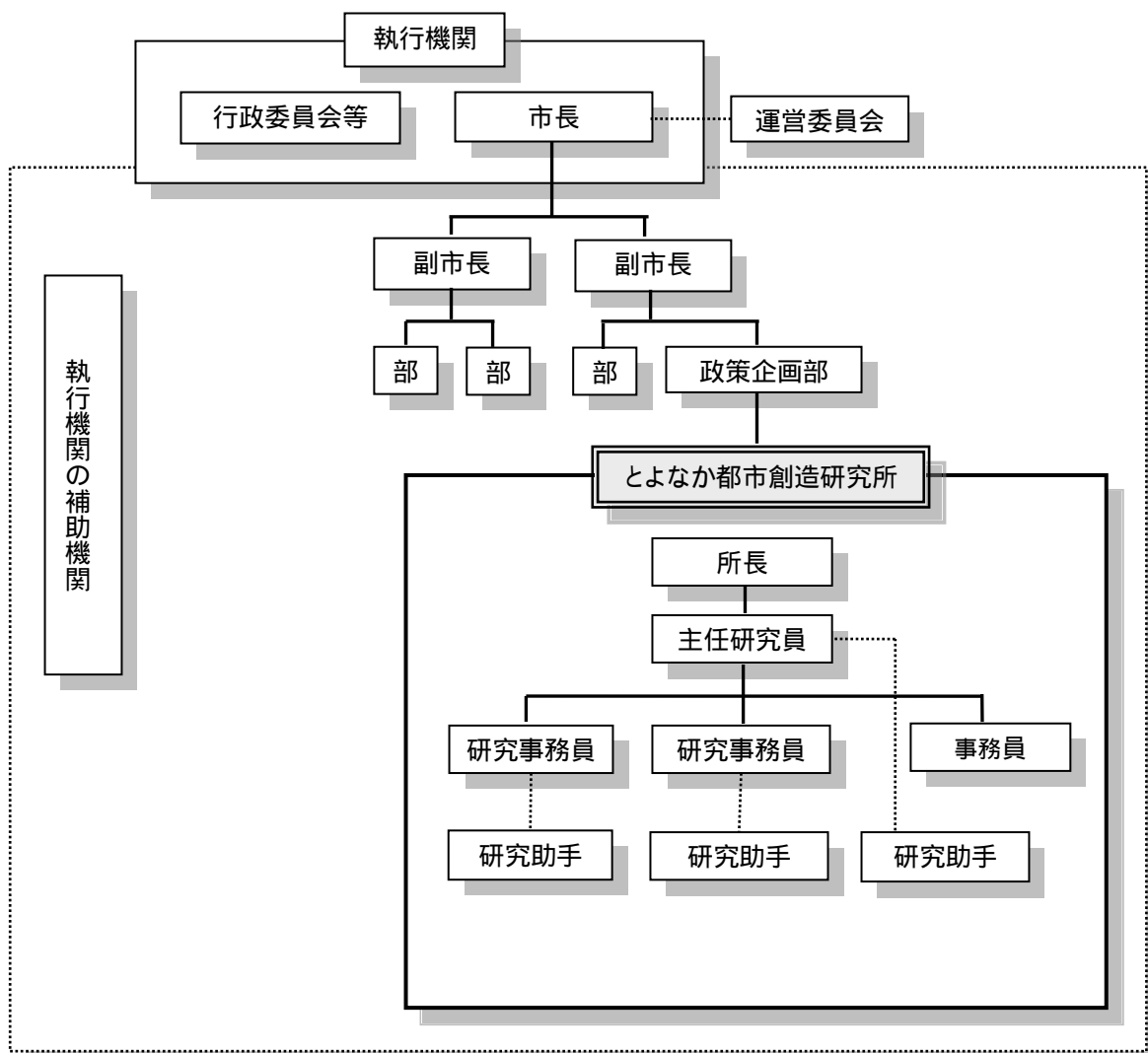
### (3) 普及啓発機能

調査研究の成果や都市政策に関するデータや情報を刊行物やホームページなどを通じて発信、提供することにより、都市に関する問題や市の抱える課題等について市民や職員の認識を深めることにより、市職員の政策形成能力の向上や市民のまちづくりに対する意識の醸成を図るとともに、市行政の運営や調査研究活動そのものに対する理解と協力を普及啓発する。

### (4) 人材育成機能

調査研究への取り組みを通して、職員の政策形成能力の向上を図る。

## 第2節 組織体制



とよなか都市創造研究所は、市の執行機関である市長を補助する機関で、所長1名、主任研究員1名、嘱託研究員事務員2名、嘱託事務員1名の計5名で構成されている。また、必要に応じて各研究員に研究助手（嘱託）を配置する。

## 第2章 平成25年度 調査研究方針及び機能別事業体系

### 第1節 調査研究方針

- (1) 市の持続的な発展と計画的な市政の推進に資することを目的に、中長期的な視点に立った都市政策に関する調査及び研究を行う。
- (2) 自治体としての自律性を高め、政策形成能力の向上に寄与しうる調査及び研究を行う。
- (3) 本市にあって未だ取り組むべき政策課題にはなり得ていないが、今後行政として何らかの対応を要する事項について調査及び研究を行う。
- (4) 調査及び研究に関する事項については、市各部関係者並びに運営委員会の助言等を参考に検討のうえ決定する。

調査及び研究は、本市のまちづくり全体の考え方や方向性に影響を及ぼす事項に関する「基礎研究」と、具体的な事案のうち関係部局の政策形に関する事項を対象とした「基幹研究」により実施する。

- (5) データバンク機能、普及啓発機能及び人材育成機能を効率よく効果的に発揮させることにより、主たる機能である調査研究機能を充実させる。
- (6) 調査及び研究の成果は、行政関係者のみならず市民、関係諸機関・団体等（以下「関係者等」という。）に広く公表し、都市政策に関する問題意識を喚起する。

## 第2節 機能別事業体系

### 調査研究機能

#### 調査研究事業

- ・基礎研究、基幹研究

#### その他

- ・大学連携（調査研究活動の専門性・客観性の向上に活用）

（補完）



### データバンク機能

#### データバンク事業

- ・市政資料の収集・整理
- ・都市政策関連資料の収集・整理

### 普及啓発機能

#### 普及啓発事業

- ・機関誌“TOYONAKA ビジョン 22”の発行
- ・研究成果の公表  
（調査研究報告書の発行，研究報告会の開催，広報媒体による成果PR）
- ・研究所ホームページ  
（関連情報の提供）

### 人材育成機能

#### 人材育成事業

- ・研究員配置（職員の政策形成能力の醸成）
- ・職員研修所との連携（グループ研究を支援）
- ・インターンシップの受入（大学生の受入）

## 第3章 平成25年度 事業計画

### 第1節 調査研究事業

#### (1) 調査研究事業

市の持続的な発展と計画的な市政の推進に資するため、市を取り巻く社会経済環境の変動を見据えながら、中長期的視点に立った都市政策に関する調査及び研究を行い、その成果を関係部局に提供することで組織に還元する。

#### 基礎研究

---

中長期的な視点から、本市のまちづくり全体の考え方や方向性に影響を及ぼす事項並びに研究所の機能及び役割に関する調査研究

##### テーマ1

「豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究( )」

市や民間事業等の取り組み等を豊中ブランドとしてまとめあげ、実行に移すための提言を作成し、どのような手順で何に手を着けるのかという道筋を大まかに設定することをめざす。

##### テーマ2

「交通整備に伴う人口構成の変化の調査 豊中市庄内地区を事例として ( )」

庄内地域を対象に、まちの活性化にむけて現状を把握し、課題等の整理を行い、今後の方向性等を検討する。

#### 基幹研究

---

未だ行政上の問題や課題は顕在化していないが、今後関係部局において政策形成過程において何らかの対応を要する事項に関する調査研究

##### テーマ1

「少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究( )」

移動者の移動理由、定住意向等についてアンケート調査等を通じて、豊中市に対する居住選好について、分析を行う。

## 第2節 データバンク事業

### (1) データバンク事業

豊中市政資料やまちづくり・行政経営など都市政策全般に関わる様々な文献、データ、関係機関の資料などを収集・整理し、必要に応じて関係部局や市民に提供することにより調査研究の環境を整備する。また、この事業の実施により、市職員の政策形成能力の向上や、市民のまちづくりに対する意識の醸成にも貢献できることから、普及啓発事業や人材育成事業をも補完する。

### (平成25年度事業計画)

調査研究データの収集・蓄積を行うほか、都市政策に関する図書、論文、資料、市政資料等の収集を行い、必要に応じて職員や市民の閲覧に供することができるよう整理する。

## 第3節 普及啓発事業

### (事業目的)

調査研究の成果や都市政策に関するデータや情報を刊行物やホームページなどを通じて発信、提供することにより、都市に関する問題や市の抱える課題等について市民や職員の認識を深めることを通じて、市職員の政策形成能力の向上や市民のまちづくりに対する意識の醸成を図るとともに、市行政の運営や調査研究活動そのものに対する理解と協力を普及啓発する事業である。

### (平成25年度事業計画)

#### (1) 機関誌の発行

都市政策に関する情報誌“TOYONAKA ビジョン 22”を継続発行する。

発行回数は原則年1回とし、主題を決定のうえ、編集企画を行い、年度内に発行する。なお、発行にあたっては、都市政策に関心を有する関係者等に広く公表するほか、希望者に有料(実費程度)で頒布する。

#### (2) 調査研究成果の公表

調査研究事業の最終到達目標は、市の政策への反映である。その研究成果については、政策立案に関与する市職員や都市政策に関心を有する関係者等に以下のとおり広く公表する。

#### 調査研究報告書の発行

1テーマにつき1冊の調査研究報告書を担当する研究員が執筆し、研究所が発



行する。年度末に発行することとし、都市政策に関心を有する関係者等に広く公表するほか、機関誌同様有料（実費程度）で頒布する。

#### 研究報告会の開催

調査研究成果を報告書にまとめると同時に、その内容につき報告会を開催する。報告会の形式は、その内容を一方的に伝達する講演会やセミナー形式、問題を多面的に捉えるシンポジウム形式、問題や課題の所在について体験的に気づきを得るワークショップ形式など、その時々々の調査研究テーマや成果内容により適宜選択のうえ実施する。

また、必要に応じ、職員研修などの職員啓発の場を利用して職員への情報提供と意識啓発を行う。

#### 広報媒体による成果のPR

調査研究成果の内容や、報告書の発行、研究報告会の開催など調査研究成果につながる情報は、広報誌「広報とよなか」のほか、市のホームページ、ケーブルテレビなど市の広報媒体を有効活用し、多方面から不特定多数の職員・市民に向けPRする。

#### (3) 研究所ホームページによる情報の発信

研究所の調査研究成果の概要、普及啓発事業の実績、所蔵している書籍・雑誌・シンクタンク刊行物等の一覧などの情報を常時提供することにより、市職員の政策形成能力の向上や、市民のまちづくりに対する意識の醸成を図るため、適宜情報の更新を行う。

## 第4節 人材育成事業

#### (事業目的)

調査研究への取組みを通して職員の政策形成能力の向上を図ろうとする事業である。

#### (平成25年度事業計画)

##### (1) 職員参加型の体制づくり

調査研究成果がより市の政策に反映されるよう、研究過程の段階において、関係する部局職員との意見交換を行える体制を整備し、調査研究にあたる。

##### (2) 職員研修所との連携

市の人材育成機関である職員研修所と連携し、研修所の主催するグループ研究について、関係情報や調査研究手法の提供などを通じて支援することにより職員の政策形成能力の向上に貢献する。

### (3) 大学インターンシップの受入

インターンシップは、学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある職業体験を行える制度である。

当研究所での職場体験を通して行政運営の一端に触れ、行政に対する理解が深まり、行政職員を志す学生が増えるよう、この制度に基づく職場実習生を引続き受け入れる。

## 第5節 その他事業

基本的には上記4事業のいずれにも属さないが、研究所が調査研究機能を発揮させるうえで欠くことのできない諮問機関となっている運営委員会の開催のほか、留意すべきその他の事業は次のとおりである。

### (1) 運営委員会の事務局業務

#### (運営委員会の性格と役割)

運営委員会は、とよなか都市創造研究所に設置された諮問機関で、学識経験者・市民・市長が特に必要とする者ら6名以内の委員で構成され、「市長の諮問に応じて、都市政策に関する調査及び研究計画の策定等について調査審議し、その意見を答申」する。(運営委員会規則第2条)

#### (平成25年度開催計画)

年4回程度開催し、調査研究等について調査審議する。(以下例示)

- ・研究所で調査及び研究すべき都市政策に関する事項について
- ・調査研究機能及びその他機能の発揮のさせ方について
- ・次年度の都市政策に関する調査及び研究計画の策定について
- ・調査研究活動の進め方について

### (2) 大学連携の活用

#### (大学連携の意義と締結実績)

本市は文化、教育、環境、医療などさまざまな分野にわたる連携協力を進め、人的な交流促進や、共同による研究や事業などに取り組むため以下のとおり大学との間で包括協定を締結している。

- ・大阪大学と豊中市との連携協力に関する包括協定(平成19年2月27日締結)
- ・千里金蘭大学と豊中市との連携協力に関する包括協定

(平成19年8月6日締結)

- ・ 武庫川女子大学・同大学短期大学部との連携協力に関する包括協定  
(平成20年2月29日締結)
- ・ 大阪音楽大学・同短期大学部との連携協力に関する包括協定  
(平成23年12月9日締結予定)

( 研究所における大学連携と活用 )

当研究所では、大阪大学との包括協定に基づく連携として、同大学院工学研究科と覚書を交わし、19年度には公共施設の有効利活用に向けた共同研究に取り組んだ。

平成25年度の調査研究を実施するにあたり、よりよい成果を得ることができるよう必要に応じて大学連携を効果的に活用していく。また、市長部局における大学連携の窓口として、連携大学と関係部局との橋渡し役として両者の調整業務も行う。

平成24年度(2012年度) 第1回とよなか都市創造研究所運営委員会  
議事要旨

日時 : 平成24年(2012年)12月28日(金) 10時00分～12時00分  
場所 : 豊中市役所別館3階 研修室  
出席委員 : 新川委員長、赤尾委員、伴野委員、江口委員  
事務局 : 本荘、福田、西、熊本、秦、仲谷  
傍聴 : 0人

開会

部長挨拶、事務局員紹介

案件(1)平成24年度調査研究について(中間報告)

資料:資料1 「豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究( )」

資料2 「交通整備に伴う都市核の将来予測の調査研究」

資料3 「少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究」

事務局から資料に基づき説明。以下、質疑応答のまとめ。

「豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究( )」について

委員

- ・この研究は市のイメージからブランドを作るという流れだが、地域ブランドは個性的なものから生まれ、それが逆に市のイメージを作り出すと側面もある。アンケート等で絞り込んでいく手法だけでは、潜在的な資源を見逃していないか懸念される。
- ・市民の評価を調査しているが、ブランドは外からどう見えているかという視点も大切。市民にはそれが見えにくいということもある。
- ・アンケート結果に、子育てという項目があったが、子どもと一緒に、ではなく、子どもを預けて出かけた母親が増えていると感じている。高齢者も同様である。そのような結果は出ているか。

事務局

- ・アンケート調査では、小さい子どもをもつお母さんは、「子どもと気軽に行ける店や遊び場があるといい」とあった。

交通整備に伴う都市核の将来予測の調査研究について

委員

- ・町丁目ごとに詳細に分析するのであれば、世帯構成、暮らし方、移動の理由など居住のパターンと開発の経緯との関係を調べることで、今後の都市開発、庄内地区の整備のあり方が見えてくるのではないかと。
- ・今は道路などインフラ整備という観点から都市計画を考えているが、それだけではなく学校などの文化資本の地域差を検討することも必要で、その資料となる調査を行ってはどうか。

- ・庄内は、以前とは雰囲気が変わったと感じていたが、数値で見えて納得できた。これまでにあった子どもたちの居場所が、なくなってしまうのではとってしまう。

「少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究」について

#### 委員

- ・このテーマと前のテーマに共通するコメントとして、どちらも人口を統計的にとらえる量的調査にとどまっているが、「なぜ移動するのか」、その理由を尋ねる質的調査を加えると立体的に見えてくるのではないか。
- ・例えば、中学受験のため校区を移動する、習い事に都合のよい地域へ移動するなど、最近は転居にためらいがないようである。反対に、お父さんの転勤では引越さないことも。
- ・データから、定年退職時に引っ越す人が多いのではと推測できることもある。このような状況を検証するためにも質的な調査が必要。
- ・世帯そのものが成長、成熟していく。世帯モデルという視点を持ち、世帯の成長パターンによってどう居住し、移動するのかを追いかけてみると、豊中での住み方、少子高齢社会における住み方が明らかになる。

#### 事務局

- ・今年度は統計調査で移動者のイメージをつかみ、それを基に来年度移動の要因などについてアンケートの実施を検討している。

案件（２）平成２５年度事業計画（案）について

資料：資料４「平成２５年度事業計画（案）」

事務局から資料に基づき説明

#### 委員

- ・限られた費用で効果を上げる工夫をしてほしい。たとえば普及啓発にしても、市民の集まりがあれば職員が出かけて行って関連データを報告するなど、研究成果を広く情報提供してはどうか。
- ・人材育成についても、市役所全体の底上げという観点から、研究と関わりのある部署と日常的にコミュニケーションをもつなどが考えられる。

案件（３）「その他」

平成２４年度機関誌の発行について

資料：資料５「平成２４年度機関誌「TOYONAKA ビジョン 22」Vol.16 企画構成」

事務局から資料に基づき説明

#### 委員

- ・地方自治体の連携というテーマだが、都道府県レベルの連携と市町村レベルの連携の違いや、連携ごとの課題などにも着眼すれば、なお良かったと思う。

事務局連絡

- ・次回第2回運営委員会は、2月21日に開催予定。また、第1回の議事録についてはホームページにて公開する。

閉会

## とよなか都市創造研究所運営委員会規則

公布 平成 24.9.28 規則 119

### (目的)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 28 年豊中市条例第 38 号)第 2 条の規定に基づき、とよなか都市創造研究所運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、都市政策に関する調査及び研究計画の策定等について調査審議し、その意見を答申するものとする。

### (組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)学識経験を有する者

(2)市民

(3)市長が特に必要と認める者

3 前項第 2 号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第 2 項第 2 号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第 1 項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

### (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、政策企画部とよなか都市創造研究所において処理する。

### (委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にとよなか都市創造研究所設置規則(平成19年豊中市規則第4号)に基づき設置されたとよなか都市創造研究所運営委員会の委員である者(市の職員のうちから任命された者を除く。)は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に第3条第2項及び第3項の規定により委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
- 3 この規則の施行の際、現にとよなか都市創造研究所設置規則に基づき定められたとよなか都市創造研究所運営委員会の委員長及び副委員長である者は、それぞれ、施行日に、第5条第2項の規定により委員会の委員長及び副委員長として定められたものとみなす。
- 4 委員長及び副委員長に事故がある場合その他委員長の職務を行う者がいない場合における委員会の招集及び委員長が決定されるまでの委員会の議長は、市長が行う。



## とよなか都市創造研究所運営委員会の会議傍聴要領

実施 平成 23 年 7 月 1 日

改正 平成 24 年 10 月 1 日

### 1 目的

この要領は、とよなか都市創造研究所運営委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 傍聴定員

会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）の定員は、5 人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

### 3 傍聴手続き

- (1) 傍聴者は、受付で所定の用紙に氏名及び住所を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の受付は、会議の開始時刻の 30 分前から先着順に行うものとする。ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときは、抽選により傍聴者を決定する。

### 4 傍聴できない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 旗、のぼり、プラカード類を携帯している者
- (4) 前 3 号に掲げる者の他、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

### 5 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号の定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となる行為をしないこと。

### 6 撮影、録音等の禁止

傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許

可を得た者は、この限りではない。

7 係員の指示

傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

8 違反に対する措置

会長は、傍聴者がこの要領に違反するときはこの要領の定めに従うことを命じ、その命令に従わないときは当該傍聴者を退場させることができる。

9 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成24年10月1日から実施する。

2 この要領の実施の際、現にとよなか都市創造研究所設置規則（平成19年豊中市規則第4号）に基づき設置されたとよなか都市創造研究所運営委員会の会議（平成23年6月10日平成23年度第1回会議）での審議を受けて実施したこの要領は、とよなか都市創造研究所運営委員会規則（以下この項「規則」という。）附則第2項及び第3項の規定に基づき、規則施行の日に規則第8条の規定により委員長が定めたものとみなす。